

第八十二回国会 衆議院 法務委員会議録 第八号

昭和五十二年十一月十五日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 羽田野忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

小坂善太郎君

篠田 弘作君

中川 一郎君

福永 健司君

島本 虎三君

飯田 忠雄君

正森 成二君

鳩山 邦夫君

出席國務大臣

内閣総理大臣 福田 赳夫君

法務大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

内閣法制局長官 真田 秀夫君

内閣総理大臣官 黒川 弘君

内閣対策室長 青木 正久君

法務政務次官 前田 宏君

法務大臣官房長 伊藤 榮樹君

法務省刑事局長 中江 要介君

法務省アシア局長 宮澤 泰君

外務省欧亜局長 岡崎 洋君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 岡崎 洋君

法務委員会調査室長 家弓 吉己君

本日の会議に付した案件

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二一号)

○上村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、質疑者各位に申し上げます。本日は総理大臣の出席時間が限られておりますので、申し合わせの質疑時間はこれを厳守され、議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 本委員会はハイジャック問題につきましてさまざまな角度から討議を続けてまいりました。他の委員会も同様でございますから、御存じのように五委員会の連合審査をもって審議もいたしました。きょうは総理に御出席を願ひまして、最終的な詰めの問題を総理大臣にいたしたいと思ひます。

総理にお伺ひいたしますが、外国では、日本が過激派や赤軍の輸出国であり、日本の社会、政治がその温床であるかのような言動が一部にございます。それは決してゆえなしとはいへないのであります。また外国の印象が、戦争中の特攻隊を含めて日本がともすればそういうような行動に出るものがあるし、またその温床があると言われております。私も、この赤軍派や過激派の意見や主張や要求に決して耳をかすものではありません。それははっきり申し上げます。けれども、そういう赤軍派や過激派が日本に常に存在し、われわれがその対策、罰則、予防策を講じて、その温床を見詰めることをわれわれはとかく忘れてはならない。

はないか。この間も鳩山、いわゆる親子バト論争がございました。食い違ひました。一つには、若い立場を年寄りが考えないという議論でございます。外務大臣は、それは外国の問題、外国の政治、民族問題が深くかかわっておるということですね。一方、赤軍派の主張をとにかく一応考えてみますと、最近のように神社、東本願寺をねらう、アイヌの問題を取り上げる、天皇制打倒を考える、日韓憲着の問題を取り上げる、こういうことで、政治的な問題であると同時にいろいろな問題が含まれておるわけでありまして、われわれはそれをやったら処罰する、処分するだけで一体いいのだろうか。政治を担当するものとして、赤軍派、過激派の温床となるものが一体何であるか、その根本要因を除去することがわれわれのジヤナルの中で一体できるのだろうか、どうしたらいいのだろうか、これはまだ十分に論争されていません。なぜ論争されていないか、お互いにある人たちが次元が違ふと、言つたつて聞かぬだらうという先入主があるわけでありまして、しかし、それだけでは今後もあり得ることです。しかし、われわれの手が及ばない問題であるにしても、政治を担当するものは、われわれの知らぬこつちや、とてもそんなことはできやせん、それで済むかどうか、総理の御意見を伺ひたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 私も最近のハイジャックに見られるような非人道的行為の起こつてくるその根源が一体どこにあるのか、そういうことを考えてみる必要があるのですが、これはいろいろの背景があるだらうと思ひます。私は、最大の背景は、やはり戦後、自由あるいは民主主義、そういうものについてのとらえ方、これが間違つた方向へ行つておる側面がある。つまり、自分さえよければ人の利益は顧みない、自分の利益のためには

人を犠牲にしてもいい、あるいは自分の主張を貫くためには何事をもやってもいいというようなエゴ、こういう風潮が、これは世界的にもそうであるかと思ひます。そういうところに問題があるんじゃないかと思ひます。ハイジャックの犯人たちが主張すること、これを法秩序のもとにおいて主張する、これは許されておることです。それを法秩序を無視し、社会それからまた個人の犠牲において自分たちの主張を貫こうとする。私は、そういう戦後誤つた民主主義、また自由、そういうものから、そこら辺に大きな問題があるのじゃないか、そのように考えておるのですが、社会風潮、この社会というものは自分たちだけのためであるのじゃない、社会全体のためであるんだ、人の立場というものを尊重しなければならぬ、その中に自分は生きていかなければならぬという考え方、これは政治といたしましてはもともと突進進めていかなければならぬ問題である、このようにとらえておられます。

○横山委員 総理のおっしゃるの、それは方法論、自分の主張を貫く方法論の中で御説明になっているような気がするのですが、彼らの要求の根底を流れるものがそういうエゴだけで理解できるであらうかどうかという点にちよつと疑問を感じるわけでありまして。彼らの主張なり要求というものが、言論の自由でございますから仮に方法論で正しいといたしましても、その方法論が最もいけないのだということなんでしょう。だから、その方法論の前に彼らの要求はなぜ出てくるのかということをお私に問題を提起していただくのです。ですから、私が先ほど言つたように、神社をねらう、東本願寺をねらう、独占資本をねらう、アイヌの問題を取り上げる、天皇制を取り上げる、日韓憲着を取り上げる、政治の不信を取り上

げる、こういふところに彼らの主張の基礎があるわけにございませぬ。私はその意味において、その根底に民族問題、超大国なりあるいは大国意識に対する少数民族の問題や、あるいは帝国主義的な問題がある。そういう理論や現実認識にわれわれはくみし得ないわけではない。それはあなたも同感だと思つております。

しかしながら、一方ではそういう日韓癒着なりあるいはきのう出ました会計検査院への建設省の宴会攻めでございませぬ。会計検査院というのは公務員の汚職を調査するところなんです。検査する検査官を調査する検査院、第二の検査院をまた置かないと收拾がつかない。こういうようなことで、おまえの主張は間違つておるということにはならぬと思つております。そういう政治不信、大國不信、民族問題、少数民族の問題について私どもが別な角度で、彼らの主張、根拠とはちよつと違つて、方法論は全く違つても、姿勢を正してやつていかなければならぬのではないかと、そういうことを私どもは痛感するわけです。われわれがここで議論したことは罰則を強化することでした、旅券の発行を制限することでした、人権に多少の制限はあるけれども、やれることはみんなやろうとすることでした。けれども、それだけで一体済むだらうかということを感じるのであります。

そこで私は、あくまで平和を追求するという福田内閣の方針であるならば、彼らの要求とは関係ないけれども、しかし、たまたま次元が合うという問題において、アジアの平和ということの意味において、この際日中条約の締結の決断をすべきではないかと思つております。何かあなたの顔を見ていると、いろいろな迷いがあるようでございませぬ。一つはこれは党内の反対派、一つは、日中をやるとすべし解散になるではないかという解散恐怖派、一つは、総裁公選で岡目八目で、あなたにやらしてはいかぬとかあなたにやらした方がよいとかという岡目八目派、そういうようなことが、最も基本でありますこのアジアの平和、民族

の融和、そういう問題におけるいま一番焦点となつておる日中問題についてあなたの決断が足らぬのではないかと、直接関係はないようでありませぬけれども、私は根本の問題としてあなたの御意見をこの際聞いておきたい。

○福田内閣総理大臣 日中平和友好条約につきまして私は真剣に考えておるということをする申上げておるわけですが、これは双方が満足し得る環境、条件の中でなるべく早くこれを締結したい、こういうふうな考えておるのです。私の決断一つで決まる問題じゃないです。条約ですから、これは相手があるのですから、双方が満足し得る条件、こういう条件でなければなりません。私としてはそういう条件を早くつくり出して、そして一刻も早くこれを締結したい、非常に真剣に考えております。

○横山委員 民族問題としてアイヌの問題が取り上げられております。いまアイヌ問題について議論をする時間はないけれども、東本願寺がアイヌの問題についてやつた行動について誤解が彼らにもあるようでありませぬが、このアイヌの問題、少数民族の問題と並んで同和対策の事業特別措置法がいよいよ期限切れとなりまして、これがやはり過激派とは言いませぬけれども、一つの温床になっておるように思ひます。私は問題の温床になつておるように思ひます。同和対策事業特別措置法についての延長の訴えについて、あなたはどうか考えていますか。

○福田内閣総理大臣 同和対策特別措置法は議員立法でございませぬ。それで、これはどういふふうなこれから先処置するか、議員の皆さんの意見を尊重しなければならぬ、こういうふうな考えておりますが、まだ時間のあることでありますので、これからの推移、そういうものを十分見まして、また議員の皆さんの御意見もよく承りまして、そして適正に処置していきたい、こういうふうな考えます。

○横山委員 この延長問題が直接関連がないとは私は断言をいたしますが、遠因としてこの問題が

やはり底流でかわり合つていくであらうということを中心を置いておるわけでありませぬから、どうぞその心配が杞憂に終わるよう善処を願ひたいと思ひます。

それからあなたは人命尊重という決断をなさいました。閣議でずいぶんもめたのであります。が、決断をなさいました。その後、瀬戸山法務大臣が、血を流しても今後はやり方が異なるという立場を明らかにされました。人命尊重方針がある意味では手の内をさらけ出して、粘り強さを失わせた。全部過激派が、まあ一番おとなしい国、日本が一番この種の問題について従順な国、そういう印象を過激派のみならず世界の各国に与えたと思ひます。その批判についてどうお考えになりますか。

○福田内閣総理大臣 私は、この種の事件につきましては、これは人命も尊重されなければならぬ、同時に法秩序も維持されなければならぬ、この両者が満足される解決、これに向かつて全力を尽くす、こういう姿勢でいくべきだ、こういうふうな考えておるわけでありませぬ。しかし、先般のハイジャック事件の処理に当たりましたは、残念ながら法秩序という面を犠牲にせざるを得ないという環境であった。私はまことに遺憾に思ひますが、どこまでも姿勢をいたしましては法秩序の維持また人命の尊重、これを両全、両立させるといふところではなければならぬ、そういうふうな考えています。

○横山委員 最後に伺ひますが、本委員会ですいぶん議論されました国際的な問題がたくさんございませぬ。逃亡犯罪人条約三条約の諸外国加盟促進及び改正、司法共助、国際運送条約の徹底等々、国際的になすべきことが余りにも多く、国内だけではこの問題の処理はなかなか困難である。それを考えますと、西ドイツ首相が各国に直接いろいろな問題のときに電話をかけ、自分が行動したところあなたの決断と—あなたとしてみれば、決断をしたとおっしゃるかもしれません、総理大臣

としてもう各国もお回りになつたし、各国首脳とも御存じでございませぬ。友好が経済的にも外交的にもいろいろございませぬ。総理大臣が、この種の問題について事前にもその起こつたときにももう少し行動的に、いま申し上げた諸問題についても事前に行動される、瞬間的にも行動されるということが要請されていると思つておりますが、その点で御所見を伺ひたい。

○福田内閣総理大臣 私もあの事件の処理の過程におきまして、パングラデッシュの大統領に二回も電話をいたしておるわけですが、それから、あの事件を処理してからも、鉄は熱いうちに打て、こういうので、外交機能を総動員をいたしまして、各民間に協力の体制ができるように協力を頼む、こういう行動をとつておるわけでありまして、西ドイツ云々というお話がありますが、西ドイツに対しておるといふふうには考えませぬ。

○上村委員長 沖本泰幸君。○沖本委員 時間がありませんので、多くをお伺ひできませんけれども、二、三についてお伺ひしたいと思ひます。まず、先ほど横山先生のお話にもいろいろと、今度おとりになつた対策なり何なりの反省材料なり何なりというものが出ておるわけですが、それについても、それについて、対策本部をつくらせて、そしていろいろ具体的な予防の体制がいま組まれておるわけですが、また、国連でも相当先頭に立つて主張もしていつておるわけですが、まず国連の中で、諸外国に向かつて同じような体制をとつてもらわなければならぬし、またダブルチェック等についてもなかなか各国の協力が得られないというふうな事情にあるわけですが、そういうものについて、今後国連の場で日本がどういふふうな役割りを果たし、そして目的を達成するために、もつと力を入れていかなければならぬ、こういう面について総理の決意を一応伺つておきたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 わが国は、この事件の再発

防止、このためには国内措置では足らぬ、国内措置とあわせて国際協力、これがどうしても必要だということで、御承知のように、国連でも決議案の推進に大いに努めたわけであり、また、またハーグ条約その他、いわゆるハイジャック阻止のための国際協力の条約、これに對して、まだ加盟してない国が相当あるわけであり、それらの国に對して、その加盟方を促進するとか、いろいろ努力をしておるわけですが、そういう努力はもとよりやっています。同時に、これは政府ばかりじゃなくて航空企業間の協力も必要であるというので、ICAOの組織などを中心とする国際航空の協力体制、これの中においてハイジャック阻止の施策を強化する、こういう努力もいたします。

○沖本委員 それにつきましての間から新聞なんかに出ておるわけですが、たとえば警察庁が新しい対策案をつくって諸外国の情報なり何なりを集めるために新しい動き方をしているわけですが、そういうものに対する予算を大蔵省あたりが決めているというふうなことが新聞に出ておるわけですが、犯人を飛行機に乗せないなりあるいは犯人をチェックしていくなり何なりには相当な人と金が要するということは想像できるわけですが。

一つの具体例を申し上げますと、たとえば先日当委員会が羽田の方を見させていただいて、そのとき話題にしたわけですが、たとえばローカル空港のチェックですね、海外ではダブルチェックまでいっているし、いろいろな点でチェック機能を強化しているわけですが、ローカル空港では十分チェックができていない。これは予算の面、人の面という点で非常に弱いわけですが、そのときのお話では、プロペラ機からハイジャックしてもほかの国まで飛べないから大体は大丈夫だろう、こういう御意見だったのですが、ジャプロペラ機をハイジャックして、乗っている人を人質にして、そしてさらに大きい飛行機を要求してやればできないことはないわけ

です。その辺にまだまだ抜けている問題が、私たちが素人が考えても現実にあるわけですが、これは大変だと思ふわけなんですけれども、ローカル空港、たとえば米子であるとかそのほかの小さな飛行場がありますけれども、その辺は金属探知器なんかいろいろあるわけですが、あるけれども十分機能も果たしていませんし、持っている物も十分検査できていないということですから、当然何人か犯人がその中に目をごまかして入って、プロペラ機をハイジャックすればできるわけですが、ただ大阪なり羽田なり千歳なり、そういうところで乗りかえるときにもう一度外へ出してチェックした場合に、は乗れない、その辺までの話なんです。ですから、どこかの大きい空港で飛んでいるときにハイジャックすればできるわけですが、こういうものを全部未然に防ぐためにきちっと整えていかなければ、やはり大きな金がかかってくる、人も要するということになるわけですが、いま法律を強化しようとしているわけですが、この法律がすべて完全であるとは言えないのです。私たちが法律をつくりながら法律だけではだめだということをお互いに言っているわけなんです。そういう点ですと、やはり十分な対策を立てるためには十分な人と予算を使っていたらいいと十分のことにはなかなかできにくい、こういうことになるわけですが、いまの例をお聞きいただいて総理も御想像できると思ふわけですが、これからそういうものに対して政府としてどういうふうな力を入れていかれるか、十分お金をお使いになりますか、人も十分おやりになりますか、あるいは航空会社に対しても十分のことをおやりになるか、その辺を伺っておきたいと思ふのです。

○福田内閣総理大臣 この問題は国際線ばかりの問題じゃないのです。国内線にもあることは沖本さんの御指摘のとおりでございます。ただ国内線につきましても、従来警備体制というか取り締まりがやや緩やかであったかの感がありますが、今

回の事件を契機といたしまして、国内につきましても警備体制を強化したい、このように考えています。それには金も要するし、また人手もかかるわけですが、しかし早急にそれをしなければならぬ。本格的には五十三年度予算の問題になりますが、そのつなぎといたしましては、人やお金は現在の手持ちの予算を差し繰りまして警備体制を速やかに整備しなければならぬ、そのように考えています。

○沖本委員 現場を一つ見ただけで、間違いなくこれはハイジャックできる、私がやってもできるのじゃないかという点が指摘できるわけですが、ですからその点を考えますと、ただ法律だけついたり国会でやあやあ言うだけで済ませられる問題ではありませぬので、十分その辺、国民が安心して生命財産を守れるような体制をおつくりいただくためにお願いいたします。

○上村委員長 高橋高望君。高橋委員 総理にお伺い申し上げます。具体的なことについては先輩並びに同僚議員からいろいろお尋ねがあると思ふます。私は今回の事件の取り扱いに際しての総理のいろいろの原則論についてお伺いしたいと思います。

今度の事件の結果いろいろの意見があることは御承知のとおりであります。しかし私は、これは余り結果から判断することではなしに、結果の前に原則があるという立場をとりたいと思ふます。総理はいち早く、人命は地球より重いという考え方を示されました。しかし私に言わせると、人命、国家の威信、名譽というふうな問題と人命という問題をもう一度基本的に考える必要があるのじゃないかと思ふます。確かに人命が発生し大変不幸なことでございますし、もし私個人も、あるいは私の身の内の者も人質の対象になった場合には、いづれぶんといろいろ考えるかと思ふます。しかし、もう一つ進んで国家の威信とかあるいは名譽ということを考えて場合には、私たちはもう一つ考えなければいけない問題を持つておると思ふます。し

たがって、お茶の間とか台所の判断で決めるべき課題ではなくて、大きな政治的な判断が必要である。自分の国の威厳を保つためには、個人が非常に時に当たってはどうするかというのを考えることが、私は必要ではないかと思ふます。この辺について総理がいち早く人命は地球より重いという、恐らく後世に残る言葉を言われましたけれども、何かそこに私はまだまだもう一段階お考えいただきたい気がしてなりません。御意見をいただきたいと思ふます。

○福田内閣総理大臣 わが国は法治国家でありますから、法の秩序をどこまでも堅持しなければならぬ。つまりそれが国家存立の基本であります。しかし同時に人の命も尊重しなければならぬ、こういう立場にあるわけであります。これはもう人道上当然のことであります。そこで基本的な考え方、構えといたしましては、人の命も尊重しなければならぬ、また法の秩序、国家の存立もこれを守り抜かなければならぬ、この両者を相ともに貫き通す、こういう姿勢が、私は政府のとるべき正しい姿勢でなければならぬ、そのように考えておるわけであります。あの事件の瞬間におきまして、私が人の命は地球より重い、こういうふうな申し上げましたが、国家の存立、法の秩序の尊重、堅持、これは当然のことでありますから、それは省略いたしまして、人の命は地球よりも重いと申し上げておるわけでありまして、私の最終的な見解といたしますが、基本的な考え方は、人の命も法の秩序も両々相まって存立するという方向、これを目指さなければならぬ、このように考えております。

○高橋委員 私は個人の生命というものを尊重するのには人後に落ちないと思ふます。しかし現在の世相の中で言われている個人の尊重あるいは生命の尊重の中に、敗戦の中から生まれた大義名分が全部が割り切られておるような気がしてなりません。この種の問題を判断するときには、敗戦から生まれた価値判断をしきの御旗にしてはめたり非難したりする方向というものを私は避けなけ



務委員会におきまして、私の質問に対し、警察法の改正問題も、また解釈で運用するかどうかという問題も、また海外へ派遣するのかもしれないのかという問題についてもまだ解答が出ていないという状態でした。事件が起きて相対日にちがたちますのに、このように非常に重要な基本的な問題について答えて出ないというところにハイジャック犯人につけ込まれることがあるのではないのでしょうか。総理、いわゆる警察官が臨機応変に行動し得るという問題についてはどのようにお考えでございますか。

○福田内閣総理大臣 ただいまの点は非常に重要な点だろと思うのです。現実の処理の問題とすると相手国がある。ですから、わが国の法制がどうあるとも、相手国の意向いかにによりましては警察官派遣はできないかもしれませぬけれども、とにかくわが国の法制としてどうなっているんだということをはっきりさせておく必要がある。これはまだいろいろ議論がありまして、御鞭撻を受けた次第でございますが、早急に結論を出しまして対処したい、かように考えます。

○加地委員 ただいまの前の答弁に私は期待をいたしております。それをやはり御注意喚起ということになるかもしれないですが、僭越でございますが、最近のテロ犯人たちの声明文によりまして、どうも国内問題に焦点が当たってきておるような気がいたします。天皇制の問題、日韓腐敗という問題、ロッキード事件の問題、こういうものに政府に反省を求め、また天皇制という行動するのだという、盗人にも三分の理ありという言を言ってきておられます。また天皇制ということが出てまいりまして、右翼の方の激化ということも想像されるわけでございます。いま飛行機のハイジャック、ハイジャックということでも、それらへ焦点が移っておりますけれども、敵はどの方向からどこへやってくるかわからないということでございます。万全の体制を敷いていただきたい、このように私は最後に希望しておきます。

○上村委員長 横山利秋君。

○横山委員 先ほど私の質問につきまして、総理の答えに大変な間違いがございました。同和対策事業特別措置法につきましての質問に對しまして総理は、議員提案であるから、国会側の処置、それに対して自分も努力をする、こういう御答弁でございました。これは申すまでもなく政府提案なのであります。その認識の違いは単なる間違いでなくて、総理が日ごろさういうふうな物事を考へられておるのではないかと。議員提案と政府提案との違い、したがって政府に一義的な責任はないという気持ち、この同和対策事業特別措置法に限ってあるのではないかと気がしてならないのであります。したがって、もう一度この事業特別措置法についての法律的な根拠、政府の第一義的な責任、それについて正しくお答えを願いたい。

○福田内閣総理大臣 私は先ほど同和対策特別措置法は議員立法だ、こういうふうな申し上げたわけですが、あれは一つ言葉が抜けているのです。実質的には、という言葉が落ちていたのです。け加えようと思っておったやさきに横山さんから御指摘を受けたわけですが、これは今度十年を経過いたしましたので、法律の期限が到来をする。そのときこの法律をどうするかという事は政府の問題でございますから、政府において判断をいたします。その際強調しておきたいことは、あれは実質的に議員立法でありますから、議員の皆様のお意向に、御意見もよく承りまして、そして結論を出す、こういうことでございます。

○横山委員 これは私が心配しておりますのは、この特別措置法の延長問題は、単に部落解放に関する人々だけの問題ではない、余波があるという意味から、この際緊急に質問をしたわけでございます。御認識が少し違っております。速記録を読んだ分では、総理が何か二義的に考へておるといふ熱意がないやにとられるおそれがあるのではありませんから改めて質問したのでありますが、政府として延長について率先してこの延長をされる

よう、第一義的な印象を与えられるよう希望いたします。質問を終わります。

○上村委員長 山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 けさの朝日新聞のコラム欄、これを見ますと「乗っ取り」さめてきた強硬論」というのでする書かれております。総理初め法務大臣、お読みになったらどうお感じになりますか。要約するところ、瀬戸山法務大臣、血を流しても、法秩序を守るといふ言動が、最近はやや慎重になってきたという言動、そして伊藤法務省刑事局長、態度が変わってきたという言動、政府首脳が西独の強行救出作戦を従来までは称賛していたけれども、いまになっては成功したからよかつたものという冷めた評価になってきた。したがって、事件が再発したら、またあつさり犯人に降伏するのではないかと懸念はむしろ高まったまま、ハイジャック防止法案は十五日の衆議院本会議で可決され、参議院へ送られるというふうな要約でございますが、法務大臣にまずお聞きいただけますけれども、新聞記者の諸君が、長い日にちをかけてまして審議した今回のこのハイジャック法案をどうか、まず法務大臣にお聞きします。

○瀬戸山国務大臣 新聞記事でありますから、どういうお考えか私十分わかりませんが、私の法秩序あるいはこういう問題に対する態度は最初からいままも少しも変わっておりません。先ほど総理お話しのように常に私が申し上げておりますように、憲法を制定し、かつ憲法の原則に従ってそれを実現するために各般の法律制度をつくっております。これはやはり人間のため、国民のためでありますから、安全確実に生活できるようにというものが法治国家の目的でありますから、最高度に人命を尊重しなければならぬのは当然であります。ただその基本が暴力等によって崩されるといふときには、あらゆる努力をしてその基本を守ることには断固としていかなければならない、これは変わりありません。

○山崎(武)委員 法務大臣の御所見と総理の御見解、つまり総理の先ほど来からの御説明によりまして、事件が起きた場合に人命の尊重と法秩序の維持というの両立すべきことである、したがって両方相まった形で事件の処理はすべきであるというふうに聞いたわけでございますけれども、この二つが両立できない場合はいづれを優先させるかということだろうと思うわけでございます。そこで法務大臣の場合は、法秩序を維持するといふことがとりもなおさず将来にわたる人命の尊重につながるわけでもありますし、時と場合によっては血を流してでも法秩序を維持し、国を守る、こういう考えをとることもあるという御見解だと聞いております。この見解について、総理の御所見、つまり法務大臣の御意見と総理の御意見は異なるのか、一緒なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○福田内閣総理大臣 私の見解と法務大臣の見解にはいささかの違いもございません。違いがあったらこれは大変なことであります。内閣不統一というわけでございまして、いささかの違いはないわけ、私が申し上げておられるこの法秩序、これを貫き通さなければならぬ、それから同時に人命も、これを尊重するということでなければならぬ、この二つの問題に對して満足した結論を出す、これが本問題に臨む基本的な姿勢でなければならぬ、こういうふうにお考えになるのです。いま、どちらか選択しなければならぬような事態になったらどうするといふようなお話ですが、そんな場合を予想してはいかぬと思っております。万全の事前対策をいたしまして、そしてそういう事態が起らないように法の秩序も人命も両方相満足されるような形の体制を整備しなければならぬ、このように考えています。

○山崎(武)委員 十六億のお金はどこから御支出になったんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○岡崎説明員 十六億円の金額は、政府の予備費から支出いたしております。

○山崎(武)委員 これが仮に百六十億だったらお支払いになりましたか。

○岡崎説明員 予備費の支出につきましては、内閣の決定に基づきましていたすものでございまして、そのときの御判断によりまして私どもは処理をいたす、こういうこととございまして。

○山崎(武)委員 終わります。

○上村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○上村委員長 これより討論に入るのであります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○上村委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対し、羽田野忠文君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同、新自由クラブ及び無党派クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取いたします。横山利秋君。

○横山委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同、新自由クラブ及び無党派クラブを代表して、附帯決議案の趣旨について御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に伴い、行政措置による諸般の対策を適切に実行しつつ、ハイジャック等非人道的暴力行為の絶滅を期するために、次の諸項を含めて格段の努力をすべきである。

一 政府部内の対策本部は、恒常的に非人道的暴

力行為の絶滅のため予想される行為のあらゆる分野にわたり検討を行い、各省庁を指導して統一的かつ機動的な運営を行い、先行して予防措置を講ずるとともに、緊急事態に即ち迅速に対処しうるよう体制をとるべきである。

二 国際的な相互協力は、警察、検察、外交、運輸等各般にわたって強化する必要があるにかんがみ、国内における国際的協力体制を整備するとともに、各国に対して積極的に協力体制整備を求めるとの努力をすべきである。

三 国連で決議されたハイジャック防止決議の実施促進を図るとともに、ハイジャックに関する三国際条約の未加盟国の加入を要請し、併せて同条約の不十分な点についての改善に今後努力すべきである。

四 国際刑事警察機構や在外公館、民間機関等の協力を得て情報の収集を強化し、日本赤軍等過激派の公開捜査に特段の工夫をすべきである。

五 過激派によるハイジャック事件のみならず、暴力団犯罪や内ゲバ事件等国民生活の周辺に惹起する非人道的暴力行為に対する取締り及び刑罰の強化についても検討すべきである。

六 機内持込品の制限等についての国際運送約款の安全管理条項が国際的に厳正に実行されていない実情にかんがみ、各国に協力を要請し、また各国の空港における安全検査体制の強化を求めらるべきである。

七 この間、日航等は、ダブルチェックをはじめ自主的防衛措置の整備に遺憾のないようすべきである。

八 国際的司法共助の強化が必要であるから、国際的な協力を促進するとともに、これに伴う国内法の整備を検討すべきである。

九 逃亡犯罪人の引渡し条約の締結国を拡大することについて努力をすべきである。

十 今日までのハイジャック関係犯人については、国民世論にかんがみ、あくまでその追及、逮捕、引渡等について全力を尽くし、必ず成果を期すべきである。

十一 本法において加重された旅券発給制限については、その適用をハイジャック等非人道的暴力行為を行うおそれのある該当者を対象とするものとし、いやくも一般国民の渡航の自由を侵すことのないよう、その運用につき特段の留意をなすべきである。

以上であります。

○上村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

○上村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。瀬戸山法務大臣。

○瀬戸山国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、至極もつともな御指摘でありますので、政府といたしましては、附帯決議の趣旨を尊重し、ハイジャック等非人道的暴力行為の絶滅を期するため、全力を挙げて万全の措置を講ずることとしたいと思っております。

○上村委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上村委員長 次回は、来る十八日午前十時理事會、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十六分散會

第一類第三号

法務委員会議録第八号

昭和五十二年十一月十五日

昭和五十一年十一月二十二日印刷

昭和五十一年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局